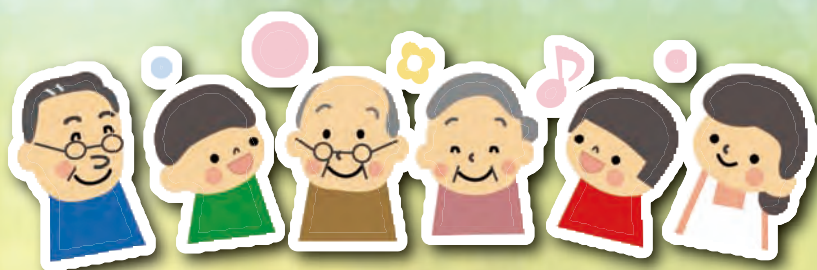


第1部

序論



1 総合計画とは

本市の将来を長期的な視点に立って見通し、行政運営を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。

また、行政の各分野におけるまちづくりの計画の中で、もっとも上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの総合的な指針を示すものです。

2 計画策定の趣旨

本市は、平成17（2005）年3月31日の合併を契機に、平成18（2006）年度から平成27（2015）年度を基本構想の計画期間とする「新米子市総合計画～米子いきいきプラン～」を策定し、「新市の一体性の確保」と「市民との協働のまちづくり」を基本理念として、市の将来像である「生活充実都市・米子」の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

しかしながら、現在、わが国においては、少子高齢化や人口減少の加速、情報通信技術のめざましい発達、経済のグローバル化^①の進展、世界的な不況の影響による経済の長期低迷、地球的な規模での環境問題の深刻化、市町村自らの判断と責任に基づくまちづくりの必要性など、これまで以上に大きな社会経済情勢の変化が見られます。

こうした状況の中で、本市には、すべての市民が幸せに暮らし続けられるまちづくりにまい進することはもとより、鳥取県西部圏域の中核都市として、また、島根県東部を含む中海圏域の中心的役割を担う都市として、さらには環日本海交流の拠点都市として、未来に向けてさらなる発展を遂げていくことが求められています。

このため、前総合計画で掲げた理念やまちづくりの方向性を踏まえながら、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応し、引き続き、市の将来像である「生活充実都市・米子」の実現をめざした、今後の中長期にわたる総合的・計画的な市政運営の指針として、本総合計画を策定するものです。

3 計画の名称

この計画の名称は、「第2次米子市総合計画」とします。

まちづくりの主役である『ひと』と一人ひとりの『こころ』、ずっと住み続けたい『ふるさと』、さらなる発展をめざす米子の『あした』が、引き続き、いきいきとしたものであり続けるよう、「第2次米子市総合計画」を「米子いきいきプラン2011」という愛称で呼ぶことにします。

① 社会的あるいは経済的な連関が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象のこと。

4 計画の構成と計画期間

「第2次米子市総合計画」は、基本構想と基本計画で構成します。

(1) 基本構想

市政推進の長期的展望に立ちながら、本市の将来像を描き、その姿を実現するためのまちづくりの目標を設定し、目標を実現していくために必要なまちづくりの基本方向を明らかにしたものとします。

基本構想の計画期間は、平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間とし、目標年度は、平成32（2020）年度とします。

(2) 基本計画

基本構想で描いた市の将来像やまちづくりの目標、まちづくりの基本方向を受けて、それらを実現していくために必要な施策や根幹的な事業の内容を明らかにしたものとします。

基本計画の計画期間は、平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの5年間とし、目標年度は、平成27（2015）年度とします。



5 計画の基本指標

(1) 人口

① 総人口

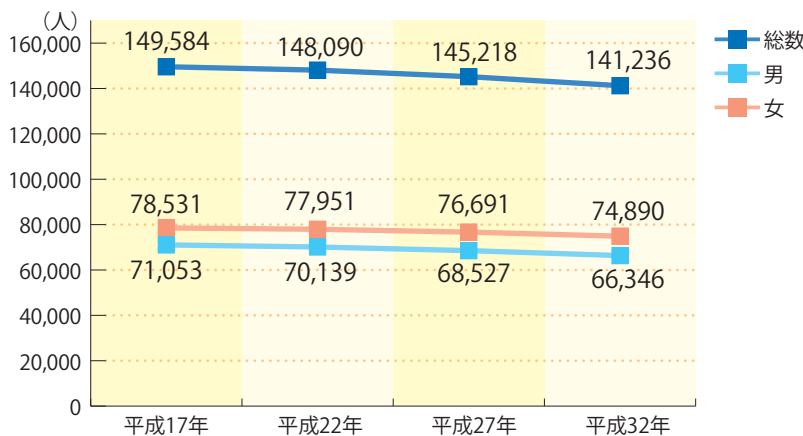
本市の人口は、平成22（2010）年の国勢調査（県公表の概数値）によると148,090人であり、将来人口は、平成27（2015）年に145,218人、本構想の目標年度である平成32（2020）年には141,236人と推計され、減少傾向が続くことが予測されます。

表1 人口の将来推計 (単位：人)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総数	149,584	148,090	145,218	141,236
男	71,053	70,139	68,527	66,346
女	78,531	77,951	76,691	74,890

※ 平成17年のデータは、国勢調査による。

※ 平成22年以降のデータは、米子市が推計したもの。（平成22年の総数は、国勢調査速報値）



② 年齢別人口

将来の年齢3区分別人口は、本構想の目標年度である平成32（2020）年には、若年者人口が19,223人（13.6%）、生産年齢人口が79,605人（56.4%）、高齢者人口が42,408人（30.0%）と推計されます。

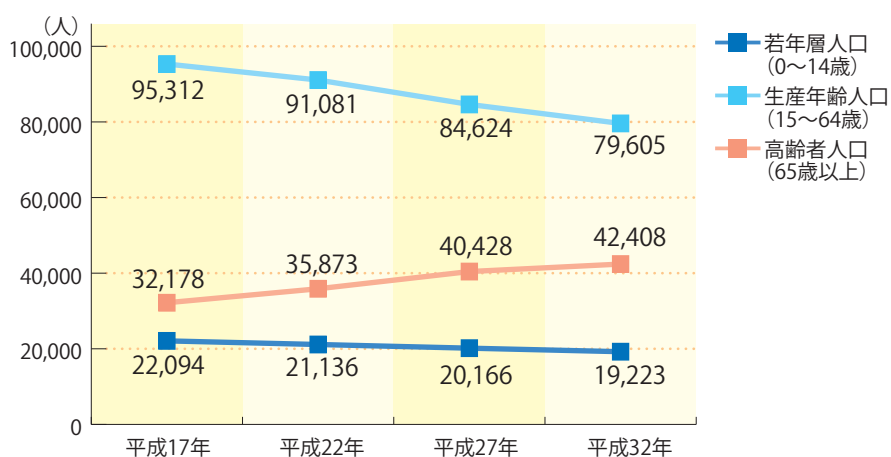
表2 年齢階層別人口の将来推計

(単位：人、%)

区分	平成17年		平成22年		平成27年		平成32年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
合計	149,584	100.0	148,090	100.0	145,218	100.0	141,236	100.0
若年者人口 0～14歳	22,094	14.8	21,136	14.3	20,166	13.9	19,223	13.6
生産年齢人口 15～64歳	95,312	63.7	91,081	61.5	84,624	58.3	79,605	56.4
高齢者人口 65歳以上	32,178	21.5	35,873	24.2	40,428	27.8	42,408	30.0

※ 平成17年のデータは、平成17年の国勢調査データをもとに、年齢不詳者を按分して算出したもの。

※ 平成22年以降のデータは、米子市が推計したもの。(平成22年の総数は、国勢調査速報値)



③ 産業別就業人口

将来の就業人口は減少すると予測され、本構想の目標年度である平成32（2020）年には、総就業人口70,252人で、第1次産業就業者が2,684人（3.8%）、第2次産業就業者が15,842人（22.6%）、第3次産業就業者が51,726人（73.6%）と推計されます。

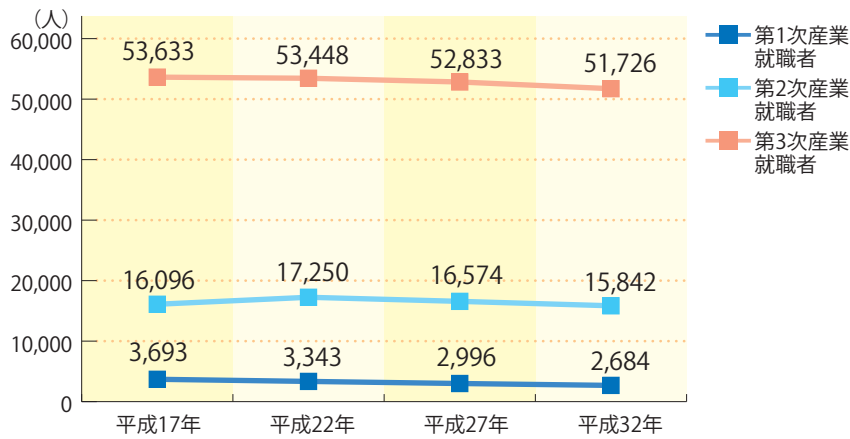
表3 就業別人口の将来推計

(単位：人、%)

区分	平成17年		平成22年		平成27年		平成32年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
総就業人口	73,422	100.0	74,041	100.0	72,403	100.0	70,252	100.0
第1次産業就業者	3,693	5.0	3,343	4.5	2,996	4.1	2,684	3.8
第2次産業就業者	16,096	21.9	17,250	23.3	16,574	22.9	15,842	22.6
第3次産業就業者	53,633	73.1	53,448	72.2	52,833	73.0	51,726	73.6

※ 平成17年のデータは、平成17年の国勢調査データをもとに、産業分類不能者を按分して算出したもの。

※ 平成22年以降のデータは、米子市が推計したもの。



(2) 世帯数

平成22（2010）年の国勢調査（県公表の概数値）によると、本市の世帯数は57,565世帯で、平成17（2005）年と比べ、総人口は減少しているものの、核家族化の進行や単身世帯の増加により世帯数は増加しています。

しかしながら、今後は、総人口の減少に伴って世帯数も減少すると予測され、本構想の目標年度である平成32（2020）年には56,819世帯と推計されます。

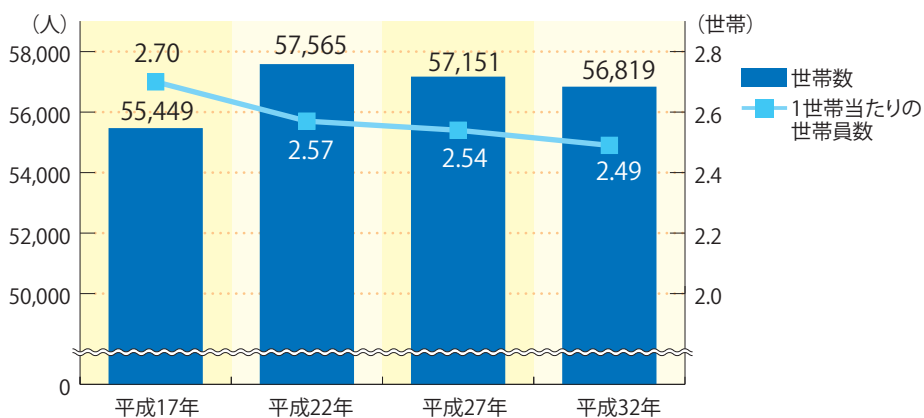
表4 世帯数の将来推計

（単位：世帯、人）

区分	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
世帯数	55,449	57,565	57,151	56,819
1世帯当たりの世帯員数	2.70	2.57	2.54	2.49
総人口	149,584	148,090	145,218	141,236

※ 平成17年、22年のデータは、国勢調査による。（平成22年は速報値）

※ 平成27年以降のデータは、米子市が推計したものの。



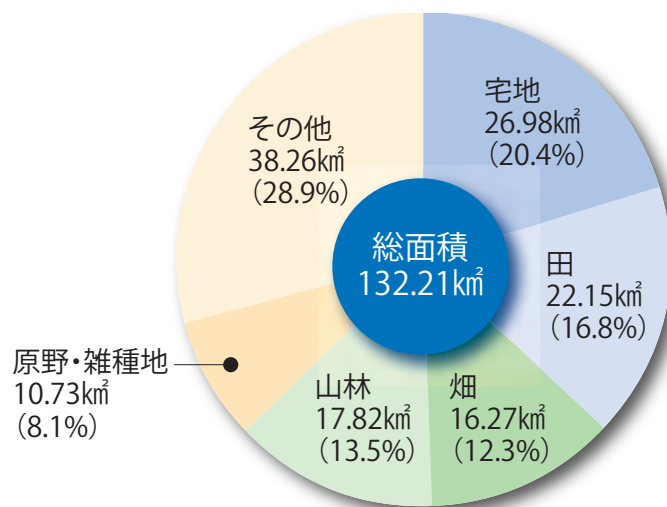
(3) 土地利用

土地は、市民が生活を営み生産活動を行うための貴重な資源であり、限りある財産です。市民生活や生産活動の基盤として、その有効活用に努めていかなければなりません。

このため、本市では、自然環境の保全を図りつつ、都市的な土地利用と自然的な土地利用を明確に区分し、調和のとれた魅力的な都市の形成を図っています。

本市の総面積は132.21 k m²（鳥取県全体の3.8%）で、都市的土地利用のうち宅地は26.98 k m²（20.4%）、自然的土地利用のうち農用地は38.42 k m²（29.1%）、山林は17.82 k m²（13.5%）を占めています。

地目別土地利用の現状



① 都市的土地利用

本市は、総面積132.21 k m²のうち115.58 k m²（87.4%）を都市計画法に基づく都市計画区域と定めており、米子境港都市計画区域（89.79 k m²、67.9%）と淀江都市計画区域（25.80 k m²、19.5%）の2つの都市計画区域があります。

都市的土地利用については、適正規模の市街地のもと、それぞれの地域に応じた土地利用を進めることによって、都市機能の効率化と市街地の無秩序な拡大の抑制を図り、利便性と快適性に優れた都市形成に努めています。

② 自然的土地利用

平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約^①に登録された中海をはじめ、壮大に広がる日本海や白砂青松の弓ヶ浜半島、南東部にそびえる秀峰大山から延びるなだらかな丘陵地、そして、これらの自然景観と調和して広がる市街地北部の畑地帯や南部の田園地帯など、本市には、農林水産業や観光資源となる豊かな自然環境があります。

自然的土地利用については、これらの資源の保全と適切な利活用に努めています。

① 湿地の保存に関する国際条約で、水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971年2月2日に制定され、1975年12月21日に発効した。1980年以降、定期的に締約国会議が開催されている。この名称は、この条約が作成された地であるイランの都市ラムサールにちなむものである。

6 時代の潮流・背景

まちづくりを進めていくうえで認識しておくべき社会情勢など時代の潮流や背景を次のとおり整理します。

(1) 少子・高齢化、人口減少の時代

わが国では、平均寿命の伸長に伴う高齢化と、出生率の低下による少子化が進んでおり、総人口は平成16（2004）年の約1億2,780万人をピークに減少に転じています。今後もこの傾向が続くものと予測されており、労働力の確保や社会保障制度の維持が困難になるなど、人口構造の変化に伴う問題が生じてくることが懸念されています。

本市においても、高齢化が年々進行しており、将来的な人口減少も予測されます。今後は、人口が減少してもまちの活力を維持していける方策を模索しながら、少子・高齢化と人口減少の時代の中で直面する課題の解決に社会全体で取り組んでいくことが必要になります。

(2) 経済の長期低迷と国・地方財政の悪化の時代

世界的な景気悪化の影響を受け、わが国においても、企業活動や雇用、個人消費の低迷など経済情勢は依然として厳しい状況が続いており、税収の大幅な減少など、国や地方財政への影響も多大なものとなっています。

こうした中で、国の三位一体改革^①による地方交付税等の見直しや税財源移譲等が期待どおりに進んでいないこと、少子・高齢化の進展などによる社会保障費の増大などのため、本市においても厳しい財政運営を迫られており、新たな課題や市民ニーズに的確に対応するためには、限られた財源や資源を活用し、持続可能な財政基盤の確立と活力あるまちづくりを両立させた行財政運営に取り組んでいくことが必要になります。

(3) 個人の価値観やライフスタイルの多様化の時代

社会の成熟化が進む中で、人々の意識は、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する方向へと変化してきており、これに伴って、個々の価値観やライフスタイル^②、社会活動へのかかわり方なども多様化しています。

本市においても、一人ひとりがお互いを認めあい、「その人らしい」生き方ができるよう、こうした多様性を社会全体で受け入れ、誰もが暮らしやすい社会（ユニバーサル社会^③）の実現に向けて取り組んでいくことが必要になります。

① 2001年に成立した小泉内閣における聖域なき構造改革の一環として、「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に」という小さな政府論を具現化する政策として推進されたもので、国庫補助金改革・税源移譲による地方分権と、地方交付税の削減による財政再建をセットで行うこととした点にその特色があった。

② 生活の様式・営み方のこと。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

③ 年齢、性別、障がい、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会をさしている。

(4) グローバル化の時代

近年、資本や情報、人などの国境を越えた移動や交流により、経済をはじめとしたさまざまな分野でのグローバル化が急速に進展しており、この傾向は、今後さらに加速していくと考えられます。

こうした背景の中で、本市においては、急速な経済成長を遂げている北東アジア諸国に向けて、米子ーソウル便や環日本海定期貨客船航路の活用を図り、これらの地域と経済、観光、文化、環境、人づくりなど多様な分野において連携していくことが必要になります。

(5) 高度情報化の時代

情報通信技術（ICT）の急速な発達により、金融・経済をはじめ、あらゆる分野で高度情報化が著しく進行し、人々の生活にも大きな影響を及ぼしており、大量の情報の中から真に必要な情報をいち早く入手し、活用していくことと、効果的に情報を発信していくことが重要となっています。

このため、本市においても、インターネット等を通じて、早くて利用しやすい行政情報の提供に努めるとともに、さまざまな行政分野でのICTのさらなる利活用に取り組んでいくことが必要になります。

(6) 環境共生の時代

21世紀は環境の世紀ともいわれ、地球温暖化問題^①の解消に向けて、石油などの化石燃料の燃焼によって生じる温室効果ガス^②の排出の抑制や環境にやさしい風力・太陽光発電など新エネルギーへの転換が世界各国で取り組まれています。地球の自然環境と生態系を保全するためには、数多くの課題が残されています。

よりよい地球環境を将来の世代に継承していくためには、自然環境と共生し、地球環境への影響を最小限に抑えた社会を形成することが必要であり、地球環境問題に対する取組みの重要性は、今後、ますます高まってくると考えられます。

本市においても、地球環境への負荷を減らし、身近にある豊かな自然環境を守るため、市民や企業、行政などが協力して、それぞれの役割分担のもと、自らが実行可能な活動に積極的に取り組み、循環型社会の構築を進めていくことが必要になります。

① 石炭や石油などの化石燃料の大量消費により排出された二酸化炭素などが地表から放射された赤外線を吸収するため、地球が温室のようになり、地球表面の気温が平均して高くなっていくことを地球温暖化という。温暖化による異常気象の発生や生態系への悪影響が懸念されている。

② 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどが該当するが、現在の温暖化との直接の因果関係を立証する証拠はない。

(7) 地域の自主性及び自立性の時代

国においては、地域の自主性や自立性を高めていくため、地方分権から地域主権へと続く流れの中で、国と地方公共団体が、対等の立場で対話のできるパートナーシップの関係へと転換するとともに、地域のことは地域住民自らが考え、責任を持って主体的に行動するという考え方に基づいた改革を進めています。

このことによって、地方自治体は、地域の実情により見合った行政を行うことができるようになりますが、その責任は一層重くなってきます。

このため、本市においても、政策形成能力の強化を図り、簡素で効率的な行財政システムへの改革などを進めるとともに、行政の透明性の向上に努め、市民や企業などさまざまな主体との協働関係を築きながら、市民参加のさらなる推進に取り組んでいくことが必要になります。

(8) 新たな地域間連携の時代

少子・高齢化や人口減少などの社会構造の変化や、グローバル化の進展、地球環境問題への配慮など、単独の自治体では解決できない広域的な課題が増えてきています。

本市においても、周辺市町村による共同事務処理や県域を越えた行政課題への対応など、鳥取県西部圏域、中海圏域をはじめとする自治体連携に取り組んでいますが、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に効果的かつ効率的に対応していくため、こうした広域連携の取組みを強化し、それぞれの自治体の魅力の向上や活性化を図りながら、圏域全体の一体的な発展をめざしていくことが必要になります。



7 まちづくりの課題

時代潮流・背景から見えてくる課題、市民アンケートやまちづくりワークショップ等から読み取れる市民意識の傾向などを踏まえながら、本市のまちづくりの課題を次のとおり整理します。

(1) 生涯健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり

本市において、今後も少子・高齢化の進行が加速すると予測される中で、福祉・保健・医療の充実、防災・防犯対策の強化などに対する市民の関心は高く、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

このため、市民一人ひとりが心身ともに健康であって、子育て支援や高齢者施策などライフステージ^①のさまざまな場面で、市民のニーズに的確に対応した行政サービスの提供を図るとともに、身近な地域で人と人とお互いに支えあい、市民と行政とが役割を分かち合いながら安全・安心な地域社会の形成を図っていくことが必要です。

(2) 人を大切にし、豊かな心と文化を育むまちづくり

個々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、個性を認め合いながら、その人らしく心豊かに人生を送ることができるまちづくりが求められています。

このため、個々の多様性を受け入れ、だれもが暮らしやすい社会づくりを推進するとともに、教育環境の充実を図ることによって、次代を担う人材を育み、芸術・文化・スポーツなどを通じ、生涯にわたって学びあい、生きがいや楽しみを求め続けることができる社会の構築に取り組んでいくことが必要です。

(3) 人と自然が調和した快適で住みよいまちづくり

環境問題が深刻化する中、本市においても、省エネ・省資源の取組みやごみ対策、自然環境の保全などに対する市民の関心は高く、快適で機能的な都市基盤の整備を推進する一方で、地球環境にやさしいまちづくりが求められています。

このため、環境問題に対する市民一人ひとりの意識の高揚を図りながら、低炭素社会、循環型社会の構築を推進するとともに、本市のかけがえのない財産である豊かな自然環境の保全と利活用に取り組んでいくことが必要です。

① 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などそれぞれの段階のこと。家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

(4) 活力とにぎわいを生み出す元気なまちづくり

本市では、農業、商・工業、観光などさまざまな分野の産業振興とともに、中心市街地におけるにぎわいの創出などによって、地域経済の活性化を図り、山陰の中核都市として、さらには国内外の交流拠点としてふさわしい、未来へ向かって伸びていく元気なまちづくりが求められています。

このため、地元の産業をしっかりと支えながら、新たな産業の育成などにより雇用機会の安定と拡大を図るとともに、市民、企業、行政などさまざまな主体が連携し、国内のみならず北東アジアをはじめとした海外への展開も視野に入れて、人・物・情報・文化など地域資源の魅力を最大限活用した活性化対策に取り組んでいくことが必要です。

(5) 市民のために挑戦する市役所づくり

基本構想に描いたまちづくりを着実に推進していくため、市民から信頼される市役所であり続けることはもとより、さまざまな行政課題に対し、広い視野を持ちながら、市民のために積極的に挑戦する市役所づくりが求められています。

このため、徹底した行財政改革による持続可能な行財政基盤の確立、職員の意識改革と計画的な人材育成、行政の透明性の向上を図るとともに、新しい公共^①の推進に向けて、市民と行政との役割分担による自治の仕組みづくりなどに取り組み、市民のニーズや社会情勢などを的確にとらえながら、市政を展開していくことが必要です。



① 「官」だけでなく、市民、NPO等や企業が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などのこと。